

# 「投資奨励を受けたプロジェクトに、使用済みの機械（中古）を輸入する許可検討原則」

2003年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。  
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)

投資奨励委員会事務局 告示

P - 2 / 仏暦 2546 年(2003 年)(仮訳)

件名 投資奨励を受けたプロジェクトに、使用済みの機械(中古)を輸入する許可検討原則

投資奨励を受けたプロジェクトに、使用済みの機械(中古)を輸入する許可  
検討原則を規定することを妥当とみなし、

仏暦 2520 年 投資奨励法第 13 条による権限により、投資奨励委員会事務局は、投資委員会より権限の委譲をうけ、ここに、告示を發布する。以下による。

1. 第 28 条あるいは第 29 条により輸入税の免除あるいは減免の権利恩典を得る使用済みの機械(中古)は、妥当性について機械年齢を検討する。以下の場合を除いて、生産された年から申請を提出した年まで数えて 10 年を超えてはならない。すわわち、
  - 1.1 据付、生産試作、試験、建設、あるいは製造に使用の便宜のために使用する使用済みの機械(中古)で、以下使用期間の延長をあたえる許可の検討を受けたものを除いて、送り返しの時期が、輸入日から数えて 1 年を超えない間、使用するものとする。
  - 1.2 深海漁業、海運事業、および沿岸輸送事業のための使用済みの機械(中古)あるいは運輸機器の輸入で、事前に関係機関の同意を得なくてはならない。
  - 1.3 金型、モデルあるいは同様な特徴を有する備品、例えば、モールド、ダイ、ジグ、型などの使用済みの機械(中古)
2. 生産された年から使用済み機械(中古)第 28 条あるいは第 29 条により免税あるいは減免の権利恩典を受ける申請書を出した年まで数えて 10 年を超えた使用済みの機械(中古)の場合には、最高使用状況にまで、修理(Re-Conditioned)をされてものでなくてはならず、また、信頼できる公的機関による機械に対する能力証明書が必要であり、また、投資奨励委員会による同意を得なくてはならない。
3. 生産基地の移動により輸入する使用済みの機械(中古)は、工場ごと移動するものでなくてはならず、あるいは外国からの全ての生産ラインの移動でなくてはならない、また、既存顧客に対応するための製品生産の移動を行うものでなくてはならない。機械の年数に関しては、妥当性にしたがって検討するものとする。
4. 機械の能率の保証に際して、信頼できる公的機関とは、検査業務、機械の効率試験を義務とする機関で、国際的な基準により信頼許可されたものとして、国内あるいは外国において信頼できる公的機関から保証を受けたところを意味する。
5. 機械の能率保証書とは、機械の能率保証に際して、信頼できる公的機関からの保証書を意味し、Re-condition の報告がなくてはならず、その re-condition の詳細に関する根拠書類

による保証とあわせて、当該の機械および備品の検査に関して、検査の規定項目を完全に満たした機械の能力および性能を試験するための機械稼動がなくてはならず、合わせて、環境に対する影響および安全基準が許容基準内にあるとの報告があり、5項の重要事項の細目を明記しなくてはならない。

- 5.1 Re-conditioned の状況あるいはその修理の残余寿命  
(Re-conditioned Status or Residual Life Evaluation)
- 5.2 製造年限(Year of Manufacture)
- 5.3 試験結果(Test Run Result)
- 5.4 環境に対する影響および安全基準の報告  
(Emission and Safety Report)
- 5.5 検査報告、検査の日時場所  
(Inspection Report, Date and Place of Inspection)

これらに関して、機械の能力保証書は、投資奨励申請書、プロジェクトの条件の変更申請書、あるいは機械輸入の期限延長申請を提出した日から数えて、1年以内のものでなくてはならない。

6. 使用済み機械(中古)を輸入し、プロジェクトに使用する許可の申請は、1.1項、1.2項および1.3項による使用済み機械(中古)の場合を除き、信頼にたる公的機関からの能力証明書が示されなくてはならない。
7. 輸入関税の免除あるいは減免の権利恩典を受け、輸入を申請する使用済み機械(中古)は、王国内の生産あるいは加工している機械であってはならない。
8. 一般的に検討にあたって使用する原則は、投資奨励委員会が、特定事業の種類に合って、使用済み機械(中古)の機械年齢を改正あるいは規定できる。
9. この告示により最低できない場合は、投資委員会事務局を調停者とする。

告示日 仏歴 2546 年(2003 年)1月 30 日

署名 ソンボン・ワナパー  
投資委員会長官

この翻訳は、告示日 2003 年1月 30 日付の投資委員会事務局告示 P-2 / 仏暦 2546 年の翻訳であるが、利用に当たっては、タイ語による原本に依拠されるようお願いいたします。